

名古屋市告示第7号

生活保護法による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 1月 9日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
やつるぎ接骨院	愛知県岩倉市八劔町井ノ下 9番地の 1	令和 6年10月31日
楠橋 亮		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課